

第3回嬉野市議会臨時会議案

平成28年5月16日提出

嬉 野 市

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
47	平成28年5月16日	専決処分（第5号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）	1
48	平成28年5月16日	専決処分（第6号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）	6
49	平成28年5月16日	専決処分（第8号）の承認を求めることについて（嬉野市平成28年（2016年）熊本地震による入湯税の課税の特例に関する条例について）	9
50	平成28年5月16日	専決処分（第7号）の承認を求めることについて（平成28年度嬉野市一般会計補正予算（第2号））	別冊
51	平成28年5月16日	平成28年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）	〃

議案第47号

専決処分（第5号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年5月16日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法の改正に伴い、条例の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する必要がある。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）及び嬉野市税条例の一部を改正する条例（平成27年嬉野市条例第34号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第18号

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

(嬉野市税条例の一部改正)

第1条 嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改め、同条中第9項を第15項とし、第8項を第14項とし、第7項を第13項とし、同項の前に次の5項を加える。

8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に、「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 嬉野市税条例の一部を改正する条例（平成27年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第56条の改正規定を次のように改める。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行

政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

附則第6条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項の規定」を「第4項の」に、「第9項の規定」を「第9項の」に、「第5項、第6項及び第9項」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項の規定」を「第4項の」に、「第11項の規定」を「第11項の」に、「第5項、第6項及び第11項」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項の規定」を「第4項の」に、「第13項の規定」を「第13項の」に、「第5項、第6項及び第13項」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の嬉野市税条例（以下「新条例」という。）の規定のうち固定資産税に関する規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第48号

専決処分（第6号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年5月16日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法の改正に伴い、条例の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する必要があった。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

嬉野市長 谷口 太郎

嬉野市条例第19号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第49号

専決処分（第8号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年5月16日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 平成28年（2016年）熊本地震による被災状況等に鑑み、市内宿泊施設に宿泊する被災者に係る入湯税の課税免除を行うため、条例を制定し、平成28年4月23日から施行する必要があった。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市平成28年（2016年）熊本地震による入湯税の課税の特例に関する条例を次のとおり専決処分する。

平成28年4月22日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第20号

嬉野市平成28年（2016年）熊本地震による入湯税の課税の特例
に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、平成28年（2016年）熊本地震による被災者に対する入湯税の課税免除を行うことを目的とする。

（課税免除の措置）

第2条 市長は、平成28年（2016年）熊本地震の被災者で佐賀県の受入支援に係る事業により佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合を通じて市内宿泊施設に宿泊する者に対し、嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）第141条の規定にかかわらず入湯税を課さない。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月23日から施行する。